



5月12日は民生委員・児童委員の日

# 地域共生社会の担い手

# 民生委員・児童委員



地域共生社会とは、地域の住民や団体などが世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会です。その一端を担う民生委員・児童委員は、地域の身近な相談相手としてさまざまな相談に応じるほか、課題解決に向け、必要な支援へのつなぎ役となります。

今年は3年に1度の一斉改選が12月にあります。民生委員・児童委員のことを知り、地域になくてはならないその活動をご理解ください。

☎地域福祉課 ☎245-5218 FAX245-5620

高齢の方や障害のある方への支援が必要なとき、子育てや介護の心配事や困り事があるときは、お住まいの地域の民生委員・児童委員へお気軽にご相談ください。



編集担当G



## 民生委員・児童委員とは？

民生委員・児童委員は、同じ地域で生活する一員として、住民自身や地域の中の困り事を、自分の事のように受け止め、その支援や解決に取り組んでいます。相談先が分からない困り事に直面したとしても、住民に寄り添い、解決に向けて奔走しています。

少子高齢化の進行などにより、地域のつながりが薄れる中で、福祉に関する地域の身近な相談相手として活躍しています。地域を見守り、困っている人に福祉サービスなどの情報を伝え、市などの関係機関へつなぐ民生委員・児童委員は、地域福祉の要として重要な役割を担っています。



活動の際は、バッジを携行しています

## 民生委員と児童委員の違いは？

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤の公務員です。地域で、一人暮らしや寝たきりの高齢者などの援助や地域福祉に関する相談に応じます。

児童委員は、児童福祉法で民生委員が兼ねることとしており、妊娠中の心配事や子育ての不安に関する相談や支援も行っています。

## どんな活動をしているの？



### 地域の把握

地域における見守りや訪問活動を通じて、一人暮らしの高齢者などの安否や福祉サービスを必要とする方を、日常的に把握します。



### 相談・支援

介護に悩んでいる方の相談を受けるなど、皆さんの抱える生活の問題について親身になって相談に乗り、適切なサービスを受けられるように支援します。

### 連絡・調整

皆さんが個々の状況に応じた福祉サービスを受けられることができるよう、関係行政機関や施設、団体などに連絡します。



### 情報提供

子育て支援など、社会福祉の制度やサービスの内容を皆さんにお知らせします。



### 行政機関への協力

市が行う調査や行事、制度の周知などに協力します。毎年、75歳以上の方がいる家庭を訪問する高齢者実態調査では、民生委員が中心的な役割を果たします。



## 民生委員・児童委員の活動の3原則

### 住民性

住民の立場に立った活動を行います。

### 継続性

民生委員・児童委員に交代があっても、活動は引き継がれ、継続した対応を行います。

### 包括性・統合性

地域福祉の問題解決のため、包括的、総合的視点に立った活動を行います。

活動で知り得た情報には守秘義務が課されています。調査で伺った内容や相談などの個人の秘密は守られますので、ご安心ください。

## 高齢者実態調査

高齢者の福祉施策の基礎資料とするため、高齢者実態調査を行います。お住まいの地区を担当する民生委員または民生委員をサポートする民生委員協力員が、身分証を携帯し、皆さんの家庭を訪問します。調査にご協力ください。

期 間 5月1日(祝)～6月30日(日) (地区により、訪問日が異なります)

対 象 1945年(昭和20年)1月1日以前生まれの方(2019年末時点で75歳以上)

調査項目 ・身体状況(日常生活での活動)  
・世帯状況(1人暮らし、高齢者世帯など)

## ☎保健福祉センター高齢障害支援課

中 央 ☎221-2150 FAX221-2602 花見川 ☎275-6425 FAX275-6317

稲 毛 ☎284-6141 FAX284-6193 若 葉 ☎233-8558 FAX233-8251

緑 ☎292-8138 FAX292-8276 美 浜 ☎270-3505 FAX270-3281

高齢福祉課 ☎245-5169 FAX245-5548